

# 令和6年度芸術系教科等担当教員等全国研修会 実施要項

## 1 目的

芸術系教科等担当教員等に対し、学習指導要領の趣旨を踏まえた理論研修・実践研修を実施し、指導方法や評価方法等の工夫改善等につなげ、初等中等教育の芸術系教科等における指導の充実に資することを目的とする。

## 2 主催 文化庁

## 3 協力 全国芸術系大学コンソーシアム及び協力大学

## 4 開催期間 【第1回】

参集開催：令和6年9月30日（月）～令和6年10月4日（金）

オンライン開催：令和6年10月2日（水）

## 【第2回】

参集開催：令和6年12月9日（月）～令和6年12月13日（金）

## 5 日程（予定）

9:00	9:30	9:45	10:45	11:00	12:00	13:00	17:00
受付	開講式 ※1	理論研修 (教科・科目別) ※1	休憩・準備	テーマ別実践研修 (教科・科目別) ※2	昼食	テーマ別実践研修 (教科・科目別) ※2 ※3	

※1 午前中の開講式は、動画視聴を予定。理論研修については、選ぶテーマによって動画視聴または担当視学官・調査官の登壇を予定。

※2 テーマ別実践研修は、選ぶテーマによって受講方法が決まる。  
(参集またはオンライン)

※3 担当視学官・調査官が出席の場合、20分間の全体講評（16:40～17:00）を実施予定。

## 6 カリキュラム内容

(1) 理論研修では、芸術系教科の意義、役割、新学習指導要領の趣旨を踏まえた今後の学習指導における課題や可能性、学習指導の在り方や学習評価等についての講義を、文化庁視学官・教科調査官が担当して行う。

(2) テーマ別実践研修は、学習指導要領の趣旨やねらいの実現を目指す授業を展開するための実践手法を中心とした研修プログラムとする。具体的には、「A 表現」及び「B 鑑賞」の授業実践と結び付いた実技研修、教材研究の方法、実践事例を通じた指導法の検討、指導に生きる学習評価の実際等とし、芸術系大学教員や広く活躍している芸術家等が担当として行う。

(3) 各研修（理論研修及びテーマ別実践研修）は次のとおり開催する。

教科・科目	第1回（9月30日～10月4日）		第2回（12月9日～12月13日）	
	研修番号	予定定員	研修番号	予定定員
小学校音楽科	小音1	ワライン 50名	小音3	参集 40名
	小音2	参集 50名	小音4	参集 50名
小学校図画工作科	小図1	参集 20名	小図3	参集 20名
	小図2	参集 10名	小図4	参集 10名
			小図5	参集 20名
中学校音楽科 高等学校芸術科(音楽)	中高音1	参集 40名	中高音4	参集 50名
	中高音2	ワライン 50名	中高音5	参集 20名
	中高音3	参集 50名	中高音6	参集 30名
			中高音7	参集 40名
中学校美術科 高等学校芸術科(美術)	中高美1	参集 20名	中高美4	参集 20名
	中高美2	参集 20名	中高美5	参集 25名
	中高美3	参集 25名	中高美6	参集 40名
			中高美7	参集 10名
			中高美8	参集 20名
中学校美術科 高等学校芸術科(工芸)	中美高工1	参集 15名	中美高工4	参集 20名
	中美高工2	参集 20名	中美高工5	参集 20名
	中美高工3	参集 20名	中美高工6	参集 12名
高等学校芸術科(書道)	高書1	参集 40名	高書2	参集 40名

## 7 研修方法（参集またはオンライン）

- 今年度は、受講するテーマによって開催方法が決まる。
- オンラインで開催されるテーマの場合は、カメラ、マイク機能のあるPC（ノート型、タブレット型等）、またはスマートフォンが必要。受講場所は、各受講者の状況に応じて設定すること。
- オンラインでの研修は、オンライン会議システムを使用して行う。

## 8 受講者

### (1) 受講資格

- ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教諭等であって、芸術系教科等を担当している者又は予定している者（非常勤講師等を含む）
- ・ 都道府県、指定都市教育委員会等の指導主事等
- ・ 原則として、終日研修に参加できる者
- ・ 参集研修を受講する場合は、担当大学が指定する会場に終日滞在できること
- ・ オンライン研修を受講する場合に必要な機器、受講場所等を準備できること

## (2) 募集人数

- ・各都道府県、指定都市から第1回、第2回それぞれ教科・科目ごとに募集人数を定める。
- ・募集人数については、受講を約束する人数ではなく、教科・科目ごとの分科会数を基に設定されたもの。

小学校音楽科：2名

小学校図画工作科：2名

中学校音楽科/高等学校芸術科(音楽)：3名

中学校美術科/高等学校芸術科(美術)：3名

中学校美術科/高等学校芸術科(工芸)：3名

高等学校芸術科(書道)：1名

- ・私立学校、国公立大学附属学校は、都道府県及び指定都市教育委員会等とは別途申し込みを受け付ける。
- ・各研修の受入れ可能人数を超えた場合は、調整することがある。
- ・受講資格を持っていても、第1回、第2回を重複しての受講は不可とする。

## (3) 受講希望者報告

各教育委員会等は(別紙1)「受講希望者の報告等について」に基づき「受講希望者名簿」を作成し、第1回(9月30日～10月4日)開催分については、令和6年8月15日(木)までに、第2回(12月9日～12月13日)開催分については、令和6年10月17日(木)までに、事務局へ電子メールで報告すること。

## 9 受講者の決定

- (1) 第1回開催分については8月下旬を目途に、第2回開催分については11月上旬を目途に受講者を決定し、都道府県及び指定都市教育委員会等に対して通知するものとする。
- (2) 受講希望者が多数の場合は、文化庁で調整の上、決定・連絡する。

## 10 その他

- (1) 本研修会は、目的に基づき芸術系教科等に関する理論及び実践研修を中心とするものであることを理解した上で受講すること。
- (2) 本研修終了時に、受講者アンケート等を行う。また、本研修会の参加後、本研修会の成果をどのように活用したか等について、報告を求めることがある。
- (3) 研修会受講に係る服務等については、各教育委員会、所属校等の判断によるものとする。
- (4) 「受講希望者名簿」のエクセルファイルはメールにて送付する。
- (5) 宿泊が必要な場合は各自で準備するものとする。